

精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

はじめに

- 運動部活動は、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。
- 国が示したガイドラインを受け、関係団体等が協力して抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、本ガイドラインを策定。

1 ガイドライン策定の趣旨等

- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の最高のパフォーマンスの発揮ややる気・意欲の向上のためにも、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- 本学園は国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則るとともに、本ガイドラインを参考として、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正を図る。
- 校長は運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得をできるよう配慮する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。また、関係団体と連携し主催する大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

○ ジュニア期のスポーツ活動時間に関するスポーツ医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。

【中学校】

- ・学期中は週当たり1日以上以上の休養日とする。
- ・1日の活動時間は原則、平日は1.5時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- ・高等学校においては原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- ・高等学校においては、1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【中・高共通】

- ・大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

○ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。

（2）地域との連携等

○ 校長は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

○ 校長は、上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携し、主催大会の参加資格や運営の在り方等を考慮の上参加を検討。

○ 校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

○ 効果的な指導を行うに当たり、長崎県から通知された「スポーツにおける体罰根絶宣言」についての内容を遵守する。

○ 校長は、地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。